

2024年9月24日

「口座の売買」や「口座を利用する副業・アルバイト」に応じないでください

近年、SNSを通じて口座の売買・譲渡・レンタル等を勧誘する行為が増加しています。「不要な口座やキャッシュカードを高値で買い取ります」、「一定期間、口座をレンタルさせてください」などといった話を持ち掛けられても、絶対に応じないでください。

口座の売買・譲渡・レンタルや、副業・アルバイトによる口座の不正利用が認められた場合、当金庫は、通知なく口座の利用を制限させていただきます。

ご理解いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

被害にあわないために

- 「簡単に収入が得られる」といった怪しい取引には裏があると考え、決して口座の売買や口座を利用する副業・アルバイトには応じないでください。
- 口座売買は犯罪であり、売る側、買う側ともに犯罪に問われます。また、口座を利用した副業・アルバイトも詐欺等に加担したとして、罪に問われる可能性があります。
- 刑法上の詐欺罪となるほか、被害者からの民事上の訴えを起こされるとともに、犯罪者として逮捕・報道された場合は、進学・就職等に影響を与える可能性があります。

本件に関するご相談窓口
島根中央信用金庫
コンプライアンス室
電話番号：(0853) 20-1000
受付時間：午前9時～午後5時
(ただし、休業日を除きます)



※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。



2024
健康経営優良法人
Health and productivity